

令和2年度 第9回（11月）定例教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所 庁議室
2. 開催日時	令和2年11月4日(金) 午後2時00分～午後3時00分
3. 出席委員	西山嘉一教育長、藤本幸生委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席委員	なし
5. 事務局	手島左千夫教育次長、大西哲教育総務室長、山村浩由学校教育室長、山口敦司市民スポーツ室長、要美義文化生涯学習室長、田中弘二国体推進室長、松田和隆教育センター長、松本孝寿図書館長、金森國康教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) ただ今から令和2年度の第9回定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。ヨーロッパを見させて頂きますと、今コロナの影響が大きく広がっているという事で、そのコロナ禍の中でまた日本の方にも影響があるのかなと思っている所でございます。北海道や東北の方でもコロナの影響が出ているという中で、幸いにして名張につきましては大きな感染拡大という状況もなく、学校行事としては無事進めさせて頂いているという訳でございます。ただこれから先、季節性のインフルエンザも流行してくることも想定されますので、そういった中でまた感染防止という事にも徹底しながら秋の行事を無事に乗り切って行けたらと思っている所でございます。よろしくお願いいたしますと思います。それでは座って失礼します。そうしましたら会議に先立ちまして、今回の議事につきましては非公開とする案件はございません。また本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第14条の規定により成立している事を報告いたします。よろしくお願いいたします。

1 議案

第17号 名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について (具申)

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございました。事務局の方から説明があった訳でございますけれども、委員さんの方から質問ご意見ありましたらお出し頂きたいと思います。

(委員) 延滞金特例基準割合という事は、延滞金がついたという事ですが、この差というのは何でしょうか。どういう違いがありますか。

(事務局) はい。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 以前から延滞金というのがあった訳ですけれども、実はここでは地方税法というのが改正の理由になっております。地方税法の方にも当然、税の延滞金という事がある訳ですけれども、この中で延滞金、具体的に言うと税の方では延滞金のかかる割合とか、失効特例基準割合とか、還付加算金にかかる割合というのが今回出来た訳です。それを以前は特例基準割合というひとつの文言にしていた訳ですけれども、地方税法の関係で、それを今まで延滞金にかかる部分についても特例基準割合という言い方をしていましたけれども、きちんと延滞金特例基準割合、そして納税の猶予に関する所についても特例基準割合という言葉を使っていた訳ですけれども、それを猶予特例基準割合という形でそれぞれしたという事で、これに基づいて奨学金の方でも延滞金という言葉、ただ単に延滞金という言葉を使っていた訳ですけれども、延滞金特例基準割合という文言を揃えたという形でしております。同様に今回この奨学金以外でも介護保険にかかる部分とかあるいは後期高齢者にかかる部分の延滞金あるいは公共下水道事業にかかる部分についての延滞金についてもこの特例基準延滞金と言うか、延滞金特例基準割合という言葉、文言を揃えたという形でご理解して頂けたら良いかと思えます。

(教育長) よろしいですか。

(教育長) はい。委員。

(委員) 奨学金の関連質問で申し訳ないですけれども、今回コロナ禍、非常に困窮されているご家族もあるかと思いますが、ホームページを見せて頂きましたら奨学金の再募集、高校の方はやっていますが、大学は2年以内という事で決められていて、もうおそらくこれは決まっています、それで一応という事だと思いますけど、今こういう有事の時ですので、そのあたりの所、奨学金、もう少し何とかするというご予定はありますか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。奨学金について、大学の方については学生支援機構の方とかそういう様な所で奨学金にかかる部分についてはカバーしていけるという形。或いはそういった所で大学生の方にはなく、そちらでカバーして頂くと。高校の方についても再度募集をした中で該当になるような方がおられないかどうかというのをさせて頂きましたが、今もってなかったか、少なかったか、それぐらいだったと思っております。コロナ禍以前に1回してある中で再度追加の案内をさせて頂いたという形になっております。

(教育長) はい。委員。

(事務局) そしたら名張市においてはコロナ禍の影響というのは、家庭の困窮しているような状況はそんなに変化はないという事でよろしいでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) そうですね。はい。

(委員) はい。分かりました。

(教育長) 再募集はさせて頂いたという事ですね。

(委員) そうですね。今日見せて頂いたら再募集して頂いておりました。はい。ありがとう

ございます。

(教育長) 他、委員さんいかがでございますか。

(教育長) そうしましたら、質問意見が一段落しましたので、議案につきましては異議なしという事で処理したいですけれどもよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。分かりました。そうしましたら原案の通り議決いたします。よろしくお願いいたします。

第18号 名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。それぞれの委員さんの方からご質問等を頂いた訳ですが、それにつきまして聞きたい事ございましたらよろしくお願いいたします。

(委員) はい。すいません。

(教育長) はい。委員。

(委員) 今、学校は名張小学校と桔梗が丘中学校の2校ですか。

(事務局) はい。

(委員) その当初は2校に据えられたというのは何かきっかけがあったのでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。今の桔梗が丘中学校については今回、旧の桔梗が丘高校に移ったという事になります。今までの施設よりも大変大きく、施設のにも広がっておりますので、そういった所では目の届かない所という関係でも出てこようかと思っておりますので、今回桔梗が丘中学校に設置をさせて頂いたという事です。名張小学校の設置につきましては資料としては取り揃えてはないですけれども。

(委員) 小学校ですか。

(事務局) 名張小学校ですね。はい。同じようにやっぱり目の行き届かない所とかそういった関係とかあるのかなと思わせて頂きますけれども。あるいは防犯的という、はい。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。付いているのは、玄関ですか。ごめんなさい。私ちょっと見ていましたけどよく分からなかったのです。

(事務局) ちょっとごめんなさい。

(委員) ああ、分からない。

(事務局) はい。

(委員) そうしたら、すいません。

(教育長) 委員。

(委員) 結構、個人情報、子どもたちの不審者の特定とか、それはもうすぐ効果ありますが、個人情報の関係がありますが、それについて保護者の方に対して公表してそれについて不安な事があるかという声は今までいかがだったでしょう。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 教育委員会の方に、こちらの方には、私の方は聞いた事はございませんので。ただ設置するにあたっては多分設置しているという事はまず公表はしていようかと思えます。

(委員) ああ。

(事務局) ないですかね。

(委員) はい。

(委員) すいません。はい。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。名張小学校に在籍しておりましたが、ちょっと記憶にないですね。多分名張小学校は門がないので、正門が。もしかしたらそういう関係かと思いましたが。なかなか、保護者の方も知っているかどうか分からないですね。はい。

(事務局) 職員室が2階だからではないですか。

(事務局) ああ。逆に反応が出来ないからか。

(教育長) 名張小学校の特徴というのは2階というのは他の学校とは違う所ですね。

(委員) 名張小学校はそうですね。

(教育長) 小学校、ごめんなさい。小学校がね。

(事務局) なるほど。

(委員) ピンポンと押した時に。

(委員) あれはインターホンのカメラです。多分。

(教育長) それとはまた違いますけどね。

(委員) 違いますよね。

(教育長) そのインターホンのカメラとはまた違いますけど。

(委員) 防犯カメラ。

(教育長) 他いかがですか。はい。委員どうぞ。

(委員) ありがとうございます。ご説明があったかもしれませんが教えて下さい。今年度は予算としては年間2台一律で6万程度と。来年についてはいくらぐらいを考えてもらえるのでしょうか。それは段々と拡充していくような形になるのでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。今回、武道交流館いきいきに設置をしたという事で、その中で個人情報保護をきちんとしていかなければならないという中で、今回規程を設けさせて頂いております。その様な中で、他の所については以前から設置はされておった訳ですけれども、こういった規程はされていなかったと。今回整理をさせて頂いたという事でございます。これにかかる費用と言いますのは、先程事務局が申し上げました様に武道交流館いきいきにかかる

費用という事になってきます。その他の所については既決の予算の中で対応している、あるいはあまりかかっていないか、そういう形になってこようかと思えます。

(教育長) 委員、はい。

(委員) はい。今、私の方で少し理解が足りませんでしたけど、同じ様な事が市民の方にも上手く伝わる様に、広報して頂けるとよろしいのかなと思えます。要は何か市の方でこの防犯カメラを一斉にどンドンとつけられるというような誤解が出れば、何か監視されて監視社会になっていくという印象を与えかねない訳ですよ。今までもきちんと安全、安心のために設置していたものがありますけれどもという、いきいきの所では新たに設置したのでご安心下さいと。このような広報の仕方も工夫が必要なのかなと、今、お話を伺って思いました。どうしても校舎が新しくなった所とか、それから一度何か問題も起きているような学校とかでしたら、やはり保護者の方も何かつけて欲しいと思われると思うのです。それは言ったらどンドンつけてくれるかという話にもなりかねませんので、そのあたりも慎重に対応しているというようなスタンスを公人として思って頂く事もひとつかなと思えます。いかがでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。ありがとうございます。この事につきましては、施設管理を担当する者とか、そう言ったところ調整もしながらになってこようかと思えます。今、委員さんがおっしゃって頂きましたように、防犯カメラできちんとしていくという、先程ご心配頂いた市民の方がそういう心配をされるという事ではなくて、最低必要限の中での見守りとか、あるいは個人情報をきちんと対応しているという形にも含めた中で、先程申し上げた施設管理との調整もしながらどうしていくかというのを考えて行かなければならないかなと思えます。

(教育長) 委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

(委員) はい。別件でもう1点追加でお願いします。7ページ、第4条で管理責任者を置かせていただきます。実際の画像をいつも見ている方と言うか、監視している方と言うのは各施設、各施設でその委託されている業者の方であったり、学校関係者であったり、その施設の組織のある方であったりと言うか、誰が見ているかっていう事については、管理責任者の方では把握されていると理解してよろしいでしょうか。画像にアクセス出来ている人は誰なのかですね。いつもその画像を取り扱える人は誰なのか。名前がちゃんと出ているか。誰が見ているのか。それから誰が本当に現場でいつも監視しているのは誰かと言う。もし何かがあった時、何かあった時に見ているはずでした。誰かいたはずですと言う、それは事故が起きた時に監視カメラで見ているのに何しているのですかとならないでもないで、そのあたり画像を見ているのは誰なのかと。それからその人はいつもどういう状態で見ている事になっているというような、その辺りのレベルまで、管理責任者の方で答えておいていただけるといいのかなと思えますけど。要は守衛室でずっと見ているとか、その辺がよく分からないので、その辺りいかがでしょうか。市民の人はこの辺り聞きたいですね。

(教育長) はい。委員。

(事務局) はい。画像って言いますのは何か特別な必要があった時に見るという形になってきますので、常々見ている形ではないと考えております。7ページにもありますように、管理責任者という事ではそれぞれの施設の長が定められておりますので、その者の指示に基づいて管理担当者が見るという形で、担当者にも指示を出して事務処理を行う形になってこようかと思えます。

(教育長) 委員さん、よろしいですか。

(委員) はい。出来ましたら画像の単位の扱いについて非常に慎重に行って頂ければと。これを機会に、もう一度見直して頂ければと思えます。第4条の3の所にも管理責任者が指名するという事で各指名した職員、そしてそれぞれどうやっているかという事についても、適宜チェックを入れていただくという事が大事かなと思えます。

(教育長) はい。ありがとうございます。今、委員さんがおっしゃって頂いた事も参考にさせて頂いて、もうひとつこの部分というのが出来ないかという、ご指摘でしたけれども、またそれについてもまた検討して頂けますか。そこらへんはどうですか。はい。事務局。

(事務局) はい。もう一度確認させて頂きたいと思えます。

(教育長) そうしましたらこれにつきましては、その部分についてはもう一回検討するという事でよろしくお願ひしたいと思えます。他、委員さん方で質問等ございましたらお出し頂けたらと思えます。

(委員) はい。すみません。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。今現在、名張小学校、桔梗が丘中学校とか図書館ですけど、管理報告書というのは実際今作って管理されているのでしょうか。こういう問い合わせがあった時、警察とかそういう問い合わせがあるとか、何かあった時に、報告するようなものは管理されているのでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 現在の所、管理報告書までは出ていないですね。あまり大きな問題が、今起こっていないという所もある訳ですけれども。

(委員) はい。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい。ただ閲覧されたとか、どこか問い合わせってないですか。そういうのは記録に残しておいた方が後々はいいかと。ご検討頂いたらと思えます。

(教育長) はい。今、委員さんの方からも指摘頂いた事についても確認、検討をするという事で、ご確認の方お願ひしたいと思えます。他、委員さん方でいかがですか。そうしましたら、他には意見はございませんけれどもこの件について2点検討という形が出ましたので、これにつきましてはどうしましょう。再度提案という形になりますけれども、それでよろしいですか。事務局の方、どうですか。

(事務局) すみません。先程来からこの防犯カメラの事で全体的なご意見なりを頂いている

かと思います。まさに委員も先程からおっしゃって頂いたように防犯上という面では、やはり防犯カメラを、悲しい事ではありますけど、市全体、公共施設にやっぱり必要性をおっしゃって頂く方がおられます。反面、その個人のプライバシーをどう守っていくのかという所はやはり非常に慎重に取り扱って頂かないといけない部分でもあります。そういう中で恐らくですけども、これまで市全体の庁舎、建物、公共施設でもその必然性からされてというのは、一定その建物、公共施設のありようから防犯カメラを付けざるを得ないという判断で、それぞれ施設管理者の方で判断をして、付けたり付けなかったりという事が今日まで起こってきていたのです。そういったものについて統一的な、例えば今回、教育委員会としてその記録媒体をどう情報管理していくかという事の規程、更には先程、委員の方からもお話頂いたように、そういった防犯カメラの扱い自体をどうしていくのかというような運用の基準は、今持って何もないというのが現状です。ここは個人のプライバシーという問題も充分配慮しながらですけども、いずれこの年次的に、すぐではないと思いますが、この公共施設について、そういった施設の対応、防犯カメラがないのを、対応が将来的に必要なようになってくると考えています。実は今、総務部の方でまさに個人の情報管理を担って頂く部署の方で、その必然性も考えて頂きながらその検討はして頂いています。そういったこの教育委員会だけの問題ではなくて名張市全体として本当にこれをどう取り扱っていくのか、当然防犯カメラを設置している施設もある訳ですので、その中でその運用をしっかり基準を作って行っていく。更には今回教育委員会として規程を出させて頂いていますけども、そのカメラで保存した、撮影したその映像媒体を、どう取り扱っていくかというのを統一した基準を、しっかり持たないといけない事だと思っています。そこは少しお時間を頂いて、この全庁的な話として我々が考えていかないと、非常に難しいのかなと。そのいろんな議論を今後の巻き起こしてしまう可能性もあると思いますので、そういった事でしばらくお時間を頂きたいと思っています。

(教育長) はい。ありがとうございます。そうしましたら、一旦この教育委員会の規程としてはこの形で提案をして頂いて、先程からの細かな何点か課題とか、運用についての課題等をご指摘頂いた訳でございますけれども、それについては全市の中で検討もする中で運用を考えていくという事でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) 委員さん、それでよろしいでしょうか。

(委員) はい。ご方針としては結構かと思いますが。運用につきましても運用規程というものがさして頂けるようにと希望いたします。

(教育長) はい。分かりました。運用につきましても本当にその全庁的な事もございますので、そういった所も見極めながら進めていくという事で教育委員会の設置規程につきましてもこのような形で、提案をして頂くという事で整理をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。そうしましたら委員さん方の方でも他にご異議、あるいはご質問等ございませ

んか。はい。そうしましたら運用規程につきましてはまた今後という事の中で、設置規程につきましてご意見がないということでございますので、ご異議がないようでございますので原案通りの議決という事でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。そうしましたらこれにつきましてはその通りの議決をさせて頂いたという事でよろしく申し上げます。

第19号 名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会委員の委嘱及び任命について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ただ今、事務局の方から説明がございました。この事につきまして各委員さんの方でご質問等ございましたらお出し頂きたいと思えます。

(事務局) 事前に委員さんの方から質問を頂いてございます。まず委員の方から民間委託業者で調理する学校を今後増やす計画はありますかという事で頂いております。現在、市内には14小学校で今調理、給食を行っておりますので、現在14校。小学校で14校ございませぬけども、うち6校が民間委託で調理業務を担っています。いずれも児童数の多い学校が対象となっています。民間業者によるとある程度の食数、児童数が多くないと採算が取れないという事を聞いておりますので、そのような理由から現時点では増やす計画はしていないという事でございます。続きまして委員さんの方から給食調理業務の委託業者の選定は何年ごとに行われていきますかという事で頂いております。現在、調理業務を委託している6校を2校ずつ3つのグループに分けて実施しております、各グループ委託期間を3年と定めて実施しております。3年ごとの選定となっております。この事から3つのグループがありますので毎年いずれかのグループで選定をしているという形になっています。

(教育長) はい。ありがとうございます。他、委員さんの方でご質問等ございましたらお出し頂けたらと思えます。

(委員) はい。すいません。

(教育長) はい。委員。

(委員) 今、6校ですね。

(教育長) 6校です。

(委員) そうですね。それで業者は何社ですか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。業者は2社でございます。2社が2グループ、1社が1グループという形です。

(委員) はい。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。すいません。この前10月6日の百合が丘の小学校でスライサーの刃がという事がありましたけども、それに関して業者の方の対応と言いますか、何か変化があったでしょうか。

(教育長) 事務局。

(事務局) はい。スムーズに、あれは調理前に器具を点検して、調理後に器具を点検した事で、スライサーという野菜を削る刃が少しこぼれていたという事でしたので、そういった形で、児童に給食が配られる前に発見されたという事です。これにつきましては民間業者を実施している学校だけではなくて、全ての学校給食に携わっている者に連絡をして、このような事例があったと。引き続き調理の確認とか安全対策をして下さいという形でその日のうちに連絡をさせて頂いたという事でございます。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。ありがとうございます。本当に口の中に入るものですので、大事に至らなくて良かったなというのがもう安堵している所でございます。それで新聞にも少しメディア載ったと思いますが、保護者の方からの何か不安な声とかありましたでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 直接、教育委員会の方には保護者からの問い合わせという事は聞いておりませんし、学校の方に入ったという事を通じて教育委員会の方には聞いてはいないです。

(委員) はい。

(教育長) はい。

(委員) 別に何もなかったという事。それは良かったです。それともうひとつすみません。

(教育長) はい。どうぞ。

(委員) 今後そういう事があつたら、確かに業務委託している所の責任は大いにあるかと思うのですが、やはり管理というかそれをお願いしている市というのも大いにあるかと思えます。何かあればの話ですけど。またそのあたりは連携して、またより一層これをひとつの教訓にして頂いてより一層気を付けて頂くようにお願いしたいと思えます。

(教育長) はい。ありがとうございました。委員、質問等ありませんか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。他、委員さん方で質問、或いはご意見ありましたらお出し頂きたいですけどもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。そうしましたら、ただ今提案のございました件は異議がないようでございますので、異議がなしと言う事で提案通り議決をいたしますけどもよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございました。

2 その他【資料配布のみ】

1) 教育フォーラム in なばり 2020 について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。教育フォーラムにつきまして説明ございましたけれども、これにつきましてご質問等ございましたらお出し頂けたらと思います。はい。委員。

(委員) 質問ではないですけれども、本年度の実施要領を見せて頂いて、コロナもあってこういう形になったと思いますけれども、会場として例年教育センターを使って頂いており、コロナがどうなるか分かりませんが、収束に向かってきたら来年度はまた教育センターとなるかと思っておりますけれども、ご存知のようにもう教育センターは、第5はなの里で従来の駐車場の大きな所を貸して頂けないという事。今の専用の駐車場ではもう100台ぐらいで、教育センター長は、今日はお見えになっていませんけれども、センターの研修そのものの駐車場も今苦慮しているような状況であったのですけれども、来年度、教育センターに会場を戻すのであれば、駐車場の確保という事でその辺もまたお考え頂かないといけないと思っておりますけれども、よろしくお願いいたしたいという希望です。本当に私も去年務めさせて頂いており近隣の所もお願いに回りましたが、本当に遠い所で10台とか土日だったら20台だったらよろしいよとか、なかなかそういう訳にはいかないしホッケー場の所も天候によって晴天だったら使っても良いけどもという事ですけれども、なかなか地元との関係もあるみたいですので、まだその辺あたって頂けたらと。これはもう要望です。お願いいいたします。

(事務局) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。特にその事についてよろしいですか。

(事務局) はい。

(教育長) 努力していくという事でしていかないといけないと思っておりますので、よろしくお願ひします。他、教育フォーラムにつきましていかがですか。はい。委員。

(委員) 私も感想になりますけど、本当に毎年、子どもたちも楽しみにしていると思っております。本来、いろんなものが中止になる中、この報告と講演会が出来たのは本当に良かったかと思っておりますけど、本来の子どもたちがいろいろ体験出来る場というのがないのは少し寂しいとは思いますが、また来年以降出来ると良いなという所です。

(教育長) はい。ありがとうございます。という事でまたそれこそ本来の形に戻るのが一番の形ですのでよろしくお願ひします。教育フォーラムにつきましてはよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。委員さん、よろしいですか。はい。ありがとうございます。

4) 令和3年成人式の開催について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局の方から説明がございましたけれども、委員さん方で質問等ございましたらお出し頂けたらと思います。委員さん、よろしいですか。

(委員) はい。たくさん本当に集まるっていう事で本当にコロナ対策ですごくいろいろ気を使って大変かと思ひ、色々ご苦勞おかけするかと思ひますけれども、万全にして頂ければなと思ひています。はい。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。他に委員さん方で、はい。委員。

(委員) はい。席の方、間隔というのは、指定席のような形にされるのですか。

(事務局) はい。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。先程他市の状況もというような所であらかじめ指定席でというような所も四日市でしたか、ある訳ですが、そういった事も参考にさせて頂きながら、例えば受付の際にこのゾーンに座って下さいというようなブロック指定とか、そういった事が出来ないかとか、そういう事も含めて考えさせて頂いております。そういった所で受付が混乱する状況も想定されますので、検温とか手指消毒の事もありますので、そういった事も総合的に含めまして考えたいと思っております。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。ありがとうございます。非常にたくさんのスタッフの方が必要になってきて本当にいろんな方のご協力を得なければならぬと思ひ、大変ご苦勞をかけると思ひますがよろしくお願ひします。

(教育長) はい。分かりました。

(委員) お世話かけます。

(教育長) はい。委員。

(委員) これ人数が多いですけども事前にその連絡先とかいうのは、この把握は全部されてるのですか。もしもの緊急時にこの連絡を。

(事務局) はい。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。案内はがきを送る関係がございますので、住民登録で、住所氏名でもって送らせて頂きまして、そのはがきに事前に、連絡先、電話番号をご記入頂くとかいうような事では考えております。先日来、名張市と教育委員会主催で名張能楽祭をさせて頂きました。或いは ADS ホール主催の神田伯山さんの講演もございました。そういった時にチケットの裏に住所、お名前、連絡先を書いて頂いて、その半券を頂くというような対応も実際現場も行かせて頂いて経験しておりますので、そういった事も参考にさせて頂きながら、連絡先、電話番号をご記入頂いた上での、というような対応も考えてございます。はい。

(教育長) はい。よろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) 他、委員さん方でご質問等ございましたらお出し頂きたいと思います。そうしましたらこの成人式につきましては1月10日という事で、また教育委員さん出席の方よろしくお願ひしたいと思ひます。来て頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

5) その他

・各所属からの諸事項

(教育長) 他、委員の皆様の方から質問等ございませぬか。委員、よろしいですか。はい。分かりました。

そうしましたらこれにて全部議題の方を終わらせて頂きました。これを持ちまして令和2年度の第9回の定例教育委員会の方を終わらせて頂きます。ありがとうございました。